

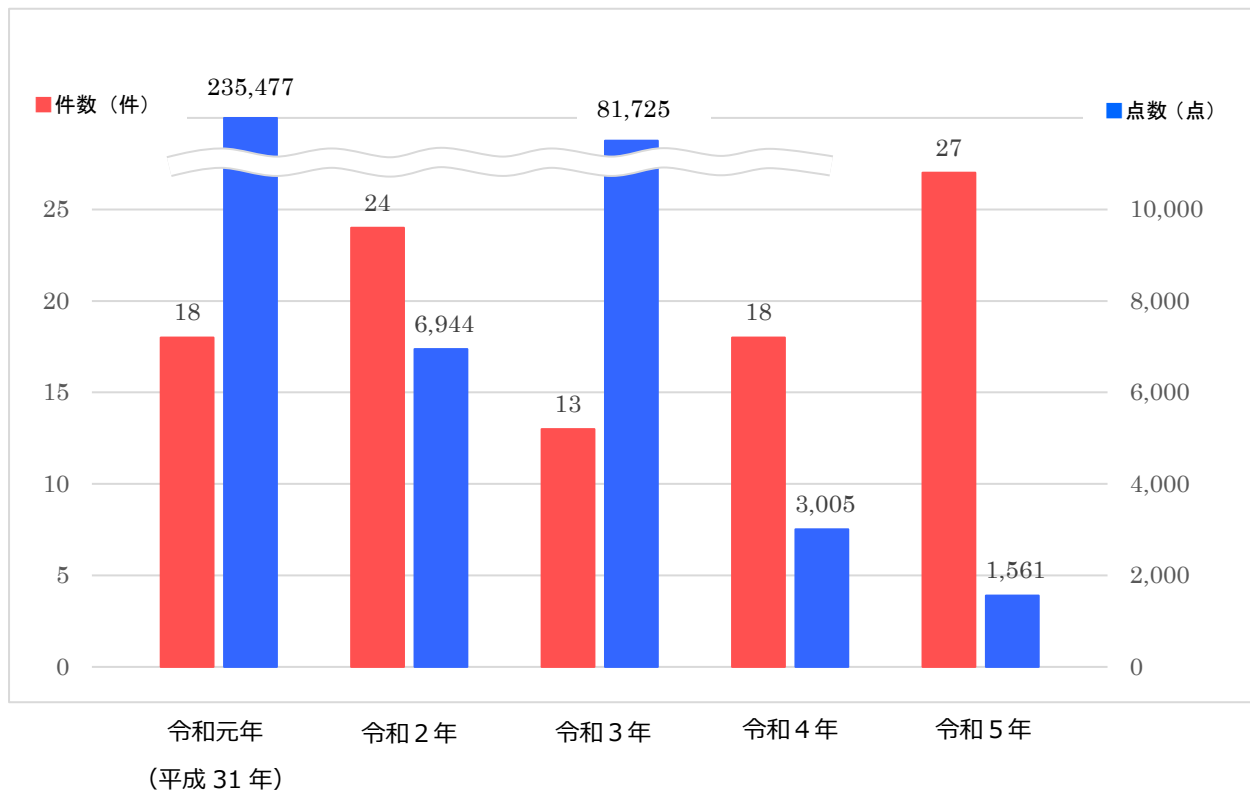
輸入差止件数が前年比50%の増加

(令和5年の神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況)

神戸税関は、令和5年の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（令和元年～令和5年）

令和5年に神戸税関で行った知的財産侵害物品の輸入差止件数は27件（前年は18件）で、前年比50%の増加となりました。また、輸入差止点数は1,561点（前年は3,005点）となりました。



(注1) 「輸入差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「輸入差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

(注2) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示します。

(参考) 令和5年における輸出差止件数は2件、同差止点数は2点でした。(令和4年は1件)

2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 の規定により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等により処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。(輸出は、回路配置利用権を除く。)

知的財産侵害物品は、品質や安全性が保証されておりません。そのような物品が生活の中に拡散してしまうと、消費者の健康や安全が脅かされる危険性があります。また知的財産侵害物品は真正品と比較して安く販売されることがあります。それでは公正な経済活動を阻害してしまうことに繋がります。インターネットでの買い物も販売価格があまりにも安い商品には注意が必要です。

税関では、国民生活の安心安全、及び経済の発展のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

3. 令和 5 年における差止めの状況 (詳細は、5. 資料参照)

(1) 仕出国 (地域) 別: 中国仕出しの貨物からの発見が 22 件 (約 80%)

仕出国別では、近年の全国の差止め傾向と同様、中国仕出しの貨物からの発見が 22 件 (前年は 10 件) で最多となっており、全体の約 8 割を占めました。

(2) 権利別: 商標権を侵害するものが 17 件 (約 58%)

権利別では、前年同様、商標権を侵害するものが 17 件 (前年は 14 件) と大きな割合を占めています。その他、意匠権を侵害するものが 7 件 (前年は 0 件)、特許権を侵害するものが 3 件 (前年は 2 件)、著作権を侵害するものが 2 件 (前年は 3 件) でした。

(3) 品目別: 「自動車及び付属品」、「電気製品」が各 6 件 (各約 22%) と最多

主な品目別の件数では、「自動車及び付属品」、「電気製品」が各 6 件、「コンピュータ製品」が 4 件でした。

主な品目別の点数では、「電気製品」が 720 点、「コンピュータ製品」が 354 点、「キーホルダー類」が 220 点でした。

(注) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権: 特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権: 実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等のある「形あるアイデア」

意匠権: 意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権: 商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマーク」や「ブランド名」

著作権: 創作されたキャラクターや音楽 CD 等の「著作物」

著作隣接権：レコード会社により制作された「音楽 CD（日本での販売が禁止されている海外版音楽 CD を取締り）」

回路配置利用権：半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育成者権：種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・ 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・ 著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・ 他人の商品の形態を模倣するもの
- ・ 「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・ 技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

（例：ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置）

4. 差止品目例

<p>靴（商標権）</p>	<p>折り畳み椅子（特許権）</p>
	
<p>バッテリー（商標権）</p>	<p>ヒーター（意匠権）</p>
	

【お問い合わせ先】
 神戸税関総務部 税関広報広聴室 078-333-3028



5. 資料

(1) 仕出国（地域）別

国名	件数	点数
中国	22	1,529
タイ	2	19
米国	1	9
ベトナム	1	3
イギリス	1	1
合計	27	1,561

(2) 権利別

権利	件数	点数
商標権	17	532
意匠権	7	934
特許権	3	79
著作権	2	16
合計	29	1,561

(3) 品目別

品名	件数	点数
自動車及び付属品	6	37
電気製品	6	720
コンピュータ製品	4	354
キーホルダー類	2	220
バッグ類	2	116
衣類	2	18
靴類	2	34
アウトドア用品	1	44
その他	2	18
合計	27	1,561

(注) 1事案で複数の知的財産権侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産権に計上しています。

「模倣品の水際取締り強化!」

模倣品の 水際取締り強化!

令和4年(2022年)10月1日施行



個人使用ならいいんじゃない?

買ったのに...

せっかくバイトでお小遣いを貯めて買ったのに...

本物だと思って買ったのに...

息子に勧められて、買っただけなんだけど...

個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から
送付される模倣品

(商標権又は意匠権を侵害するものは、
輸入できません!!)



買う人は、
失う人。
No!
コピー商品

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

